

資料1 教育実習事前の諸注意

教育実習に行くには、次のような条件を満たしている必要があります。

「教育実習」を履修するための条件

- ①教養科目および専門科目は、100単位以上修得していること
- ②教職に関する科目は、各教科教育法または学校栄養指導論の科目を除いて、10単位以上を修得していること
- ③「教育職の研究」、「教育原論」または「教育学」、各教科教育法または学校栄養指導論の単位を修得していること
- ④一定の基準により、教育実習生としての資質・能力をもっていると認められた者

『教職履修カルテ』の作成・管理の状況も参考にします。

なお、2019（平成31）年4月入学者からは、上記②および③の各表記が部分的に変更になります。留意して下さい。

教育実習に行く前に、以下の諸注意をよく読んで、必ず守るようにして下さい。守れない場合は、教育実習を辞退してもらうことになります。

実習に臨む姿勢について

- ・ただ指示を待つだけではなく、実習期間中、すべての教育活動に積極的に参加すること。
- ・いわゆる両立をしている場合には、実習期間中、就職活動（企業訪問や就職試験・面接など）は、実習校に迷惑がかかるので入れないこと。また、就職活動をしていることも公にしないこと。
- ・実習には不安や失敗はつきものである。誠意を持って全力で実習に取り組み、それを克服することができるように努力すること。

指導教師との関係について

- ・分からないことがあったら、指導教師に積極的に指示をあおぎ、指示されたことはきちんと実行すること。
- ・指導教師との間に良好な信頼関係が形成されて初めて、実習は円滑に進んでいき、実り豊かなものとなる。そのためには、指導教師や学校側の指導助言に謙虚に耳を傾け、その学校の教育方針に従うこと。
- ・必ず指導教師に連絡を取った上で、実習校を事前に訪問し、実習に必要な準備物や内容を確認しておくこと。
なお、特に教材研究と指導案作成については、できるだけの準備をし、きっちり書けるようにすること（学校によっては、準備不足を指摘する声が例年ある）。

教師としての行動について

- ・実習期間中は「学生」としてではなく、「教師」として行動すること。
- ・犯罪などの反社会的行動は行わないことは当然であるが、通勤途中や学校外での交通事故等にも気をつけること。
- ・特定の政治的行動や宗教的活動を行わないこと。
- ・実習期間中に知り得た職務上の秘密事項（生徒の家庭環境、病歴など）については、実習後も絶対に他に漏らさないこと。

服装やマナーについて

- ・教育実習生には、社会人として当然の常識的なマナーが求められているので、教育実習生としてふさわしい態

- 度や行動をとること。
- ・実習先の生徒や他の教員に対して、違和感や不快感を与えることがないように清潔な身だしなみを心がけること。
 - ・頭髪は染めない。
 - ・厚化粧や派手なマニキュア、華美な服装は慎むこと。
 - ・耳などにピアス等はしない。
 - ・サンダル履きはしない。
 - ・言葉遣いは丁寧にすること。
 - ・常に明るい挨拶を心がけること。
 - ・決められた時間や約束は、きちんと守ること。遅刻は絶対にしないこと。
 - ・喫煙は、学校内では絶対に行わないこと。
 - ・学校内に携帯電話を持ち込まないこと。
 - ・板書や実習ノート記入の際に、漢字の筆順や、誤字・脱字に注意すること。

生徒への接し方

- ・実習期間中は、学生ではなく教師であり、教師として生徒に接すること。
- ・クラスには様々な個性を持った子どもがいる。全生徒が、何らかの形で実習生に関心を抱いていることを忘れないこと。
- ・自分に対して親しみを持ったり、なついてきたりする生徒だけでなく、生徒一人ひとりに対して愛情を持って、公平に接すること。
- ・実習後に、個人的に連絡を取って、生徒と会ったりするようなことは絶対にしない。